

平成18年5月24日

各 位

会 社 名 名 港 海 運 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 三輪尚治
(コード番号 9357 名証第2部)
問合せ先 取締役総務部長 岡部和壽
(T E L 052 - 661 - 8135)

定 款 一 部 変 更 に 関 す る お 知 ら せ

当社は、平成18年5月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第83回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第4条(機関)を新設するものであります。
- (2) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため第7条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株式の権利を合理的な範囲にするため、第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (4) 会社法施行規則第94条、第133条第3項および会社計算規則第161条第4項、第162条第4項の規定に従い、事業報告における記載事項の一部、株主総会参考書類における記載事項の一部、個別注記表および連結計算書類の全部につき、インターネットで開示することにより、書面による提供の省略を可能にするため、第20条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (5) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第28条第2項(取締役会の決議方法)

を新設するものであります。

- (6) 会社法第 426 条第 1 項の規定に従い、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できる体制を整えるために、取締役および監査役の責任を法令の範囲内で取締役会決議により軽減できる旨の規定ならびに会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外取締役および社外監査役として有用な人材を迎えるべく、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結できるよう、第 32 条(取締役の責任免除)、第 43 条(監査役の責任免除) を新設するものであります。

なお、第 32 条の新設を議案として本総会に提出することにつきましては、あらかじめ監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

- (7) その他、会社法に基づく必要な規定の新設、表現の変更、削除などを行うものであります。
- (8) 上記各変更に伴う条数の変更を行うとともに、一部字句の整備など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2 . 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 1 8 年 6 月 2 9 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 1 8 年 6 月 2 9 日 (木)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、名港海運株式会社と称する。</p> <p>(本店の所在地) 第2条 当社は、本店を名古屋市に置く。</p> <p>(目的) 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 港湾運送事業 (2) 倉庫業 (3) 貨物利用運送事業 (4) 海上運送業 (5) 海運代理店業 (6) 内航海運業 (7) 陸上運送業 (8) 利用航空運送業 (9) 航空運送代理店業 (10) 通関業 (11) 梱包業 (12) 一般旅行業 (13) 損害保険代理業及び生命保険募集業 (14) 不動産の賃貸、管理、保有並びに運用 (15) 産業廃棄物収集運搬業 (16) 前各号に掲げたものの付帯事業</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、名古屋市内において発行する中部経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、8,000万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第3条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の<u>発行可能株式総数は、8,000万株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u> <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>株式取扱規定に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(株券の種類及び株式取扱規定)</p> <p>第9条 当社の発行する<u>株券の種類並びに株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱については、取締役会で定める株式取扱規定による。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の単元未満株式を有する株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、<u>法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>及び<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再交付、株券の不所持申出、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り及び買増し、諸届出の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>本定款の定めのほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u> <u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。 <u>取締役社長に支障があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権の行使を委任することができる。</p> <p>2 . 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き出席株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 . <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名捺印のうえ、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 . <u>取締役社長に支障があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができる。</p> <p>2 . 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 . <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果並びに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第20条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(定数) 第17条 当社の取締役は、23名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>取締役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> <u>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期) 第19条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>補欠又は増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> (新設)</p> <p>(取締役会) 第20条 取締役は、取締役会を構成し、取締役会は、当社の業務上の重要事項を決する。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、<u>代表取締役を選任するほか、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役を選任することができる。</u> (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第21条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第22条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u></p> <p>(任期) 第23条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第25条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招 集 者 及 び 議 長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長、取締役会長のないとき、<u>または支障があるときは取締役社長が招集し、その議長となる。</u> <u>取締役会長または取締役社長に支障があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p>	<p>(招 集 権 者 及 び 議 長)</p> <p>第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長、取締役会長のないとき、<u>又は支障があるときは取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2 . 取締役会長又は取締役社長に支障があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p>
<p>(取 締 役 会 の 招 集)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前に発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取 締 役 会 の 招 集)</p> <p>第 27 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2 . 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取 締 役 会 の 決 議 方 法)</p> <p>第 28 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2 . 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(議 事 録)</p> <p>第24条 <u>取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、出席した取締役及び監査役が記名捺印のうえ、その原本を10年間本店に備置く。</u></p>	<p>(議 事 録)</p> <p>第 29 条 <u>取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取 締 役 会 規 則)</p> <p>第30条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(報 酬 等)</p> <p>第 31 条 <u>取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(定数)</p> <p>第25条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。 <u>監査役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第27条 <u>当社は、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ定時株主総会において補欠監査役を選任することができる。この場合の選任手続きは前条の定めによる。</u></p> <p>2. <u>法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになり、前項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>3. <u>第1項により選任された補欠監査役の選任の効力は、次期定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 <u>当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議については、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(監査役会) 第29条 監査役は、監査役会を構成し、監査役会は、当会社の監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。</p> <p>(常勤監査役) 第30条 監査役は互選により常勤監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集) 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前に発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(議事録) 第32条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、出席した監査役が記名捺印のうえ、その原本を10年間本店に備置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役会) 第36条 (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役) 第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集) 第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) 第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(議事録) 第40条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(監査役会規則) 第41条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等) 第42条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第43条 <u>当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第44条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第45条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
<p>第6章 計算</p> <p>(営業年度及び決算日)</p> <p>第33条 <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>毎営業年度の末日を決算日とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第34条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 <u>当社は、取締役会の決議により毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、商法第293条の5の規定により、中間配当として、金銭の分配をすることができる。</u></p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第36条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第47条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第48条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第49条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</u></p>

以 上